

海外遠征申請の手続きについて

公益財団法人日本サッカー協会 競技会規則第4節第19条【海外における競技】

加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

【手続き方法】

- ① 公益財団法人日本サッカー協会（以下 J F A）への申請書提出期限は、出発する日の前々月の末日まで（土日祝にあたる場合は、その前日まで）ですが、公益財団法人東京都サッカー協会（以下東京 F A）で内容確認、承認が必要となりますので、東京 F A へのご提出は、出発する日の前々月の20日頃までにお願いいたします。
- ② 申請書類（申請書2種類、参加者名簿、日程表）を作成し、申請料（6,600円）を下記の口座に入金し、振込み受領書（写し）を添付の上、申請書類をご郵送ください。尚、遠征先協会、大会主催者発行の承諾書または招請状がある場合は添付してください。また、提出期限を過ぎている場合は、「遅延理由書」もご提出ください。
（※領収書が必要な場合は、返信用封筒に84円切手を貼って同封してください。）
- ③ 東京 F A で内容確認後、J F A に申請します。
- ④ J F A 理事会で承認された後、J F A がアジアサッカー連盟(AFC)にその旨の連絡を行います。
尚、チームへの回答書は発行されません。
※ 遠征終了後、J F A より「遠征報告書」の提出を求められる場合があります。
（依頼がない限り、ご提出いただかなくて結構です。）

【申請料振込み先】 ※必ず、振込み受領書の写しを提出してください。

銀行名：みずほ銀行
支店名：青山支店
口座名義：(財) 東京都サッカー協会
口座番号：(普) 2795844

【申請料】 **6,600円** （内訳：J F A 5,500円、東京 F A 1,100円）
J F A へは東京 F A より振込みます。

【送付先・お問い合わせ先】

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 国立競技場内
公益財団法人 東京都サッカー協会 登録担当 宛
TEL 03-6804-1301 FAX 03-6804-3822